

## 船舶事故調査報告書

令和元年9月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年5月22日 01時15分ごろ～01時30分ごろの間）
発生場所	北海道えりも町襟裳岬南東方沖 襟裳岬灯台から真方位117° 214.0海里（M）付近 （概位 北緯40° 20.0′ 東経147° 25.0′）
事故の概要	漁船第五十八栄福丸は、漂流中、甲板員が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成30年5月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水年月日	漁船 第五十八栄福丸、13トン HK2-22202（漁船登録番号）、個人所有 13.93m（Lr）×3.31m×1.15m、軽合金 ディーゼル機関、540kW、平成9年4月 第200-30095号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年6月27日 免許証交付日 平成28年2月2日 （令和3年6月26日まで有効） 操機長 男性 64歳 甲板員A 男性 61歳 甲板員B 男性 71歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：うねり 波向南西、波高約1m、水温 約7℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか6人が乗り組み、さけます流し網漁の目的で、平成30年5月20日12時00分ごろ北海道根室市歯舞漁港を出港し、同港南南東方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向かった。 本船は、21日06時00分ごろ本件漁場に到着して操業を開始

	<p>し、23時00分ごろ操業を一時中断し、次の操業開始まで本件漁場で漂泊を始めた。</p> <p>操機長及び甲板員Bは、食事をとった後に船内の休憩室で共に談笑していた甲板員Aが、22日01時15分ごろ船尾にある作業台兼簡易トイレ（以下「本件トイレ」という。）に行き、しばらくしても戻らなかったため、甲板員Aを探したところ、見当たらなかった。</p> <p>船長は、01時30分ごろ甲板員Bから甲板員Aが船内に見当たらないとの報告を受け、本件トイレに行った際、海中に転落したものと判断して、付近で操業していた僚船に連絡し捜索を依頼した。</p> <p>甲板員Aは、09時00分ごろ船長が所属する漁業協同組合に連絡し、同漁業協同組合から通報を受けた海上保安庁の巡視船及び航空機による捜索が行われたものの、発見されずに行方不明となった。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の乗組員は、本事故当時、操業が終了し、休憩室で談笑していた操機長、甲板員A及び甲板員Bを除き、船長が船橋当直中で他の乗組員が寢室で休息しており、22日01時15分以降、甲板員Aを目撃した者はいなかった。</p> <p>本船には、船尾の両舷に本件トイレがあり、床には蓋が設けられていた。</p> <p>本船の乗組員は、休憩室から出て本件トイレに行く場合、船体中央部に、船尾から取り込んだ網を船首に送る、送網管が設置されているので、いつも上甲板左舷通路を通る経路で移動していた。</p> <p>本船は、上甲板より下が二層に分かれており、休憩室が上甲板中央部直下に、その下層後部に寢室がそれぞれ設けられていた。</p> <p>（図1 参照）</p> <div data-bbox="606 1400 1388 1713" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 一般配置図抜粋</p> <p>本船の上甲板通路付近の主要目は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央部及び後部のハンドレール：甲板上高さ約0.7m</li> <li>・中央部：幅約1.0m</li> <li>・後部：幅約0.4m</li> <li>・本件トイレ：床面からハンドレールまでの高さ約0.9m</li> </ul>

	<p>・本件トイレの蓋：縦約0.25m、横約0.2m</p> <p>本船は、本事故当時、船尾甲板及び上甲板通路が作業灯で照射されていた。</p> <p>船長は、本事故当時、人がバランスを崩すような船体傾斜、動揺等はなかったと思った。</p> <p>甲板員Aは、平成30年4月4日本船に乗船したが、これまで、漁船の甲板員として約40年の経験があり、船上での作業にも慣れていていた。</p> <p>甲板員Aは、ジャージの上下、ジャンパーを着用し、ゴム長靴を履いており、トイレに行く際、救命胴衣を着用した形跡はなかった。</p> <p>甲板員Aは、後日、死亡認定により死亡届が受理され、除籍された。</p> <p>(写真1 本船、写真2 左舷後部、写真3 上甲板左舷通路(延伸工事後)、写真4 本件トイレ、写真5 本件トイレの蓋、写真6 上甲板左舷側出入口、写真7 休憩室 参照)</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aは、行方不明となり、死亡した。</p> <p>本船は、襟裳岬南東方沖において、漂泊中、甲板員Aが落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本件トイレに行く目的で休憩室の外に出たのち、落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、本人が本事故で死亡したことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、襟裳岬南東方沖において、漂泊中、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船長は、本事故後、休憩中、上甲板に出る場合は、近くの乗組員に声を掛けて出るように周知し、次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上甲板の左舷中央・後部側ハンドレールの高さを約0.3m延伸して1.0m、右舷中央・後部側ハンドレールの高さを約0.45m延伸して1.15mとした。</li> <li>・外舷側になるべく近づかないよう操舵室後方の船体中央部付近に水洗式の簡易トイレを増設した。</li> </ul> <p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船内から甲板室外に行く場合、救命胴衣を着用することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船



写真2 左舷後部

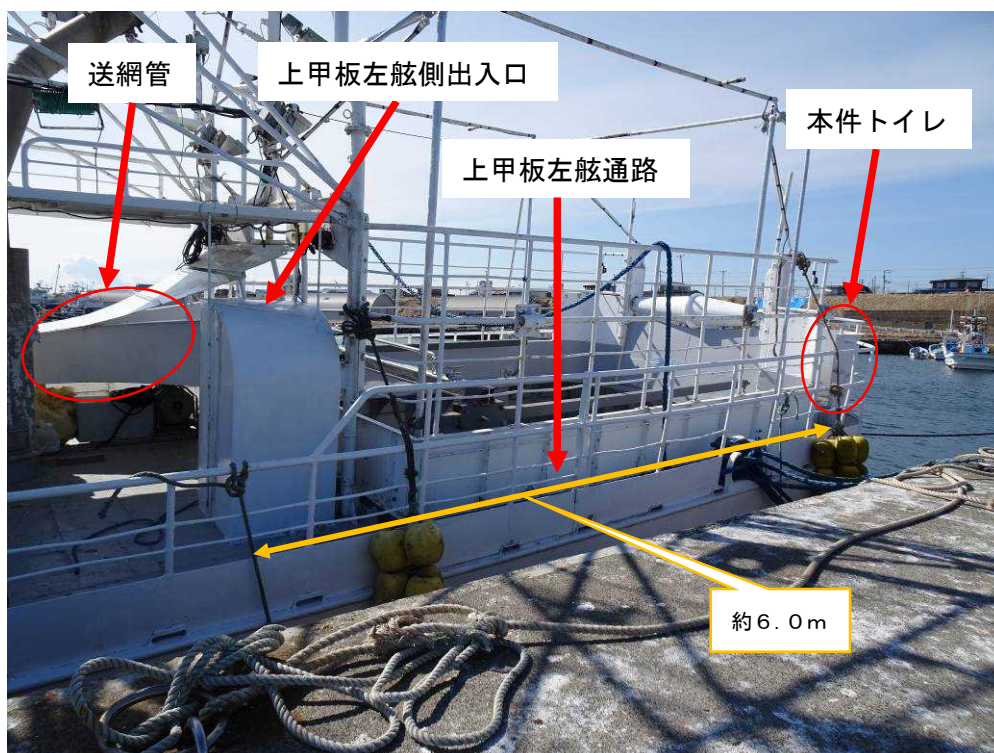


写真3 上甲板左舷通路（延伸工事後）

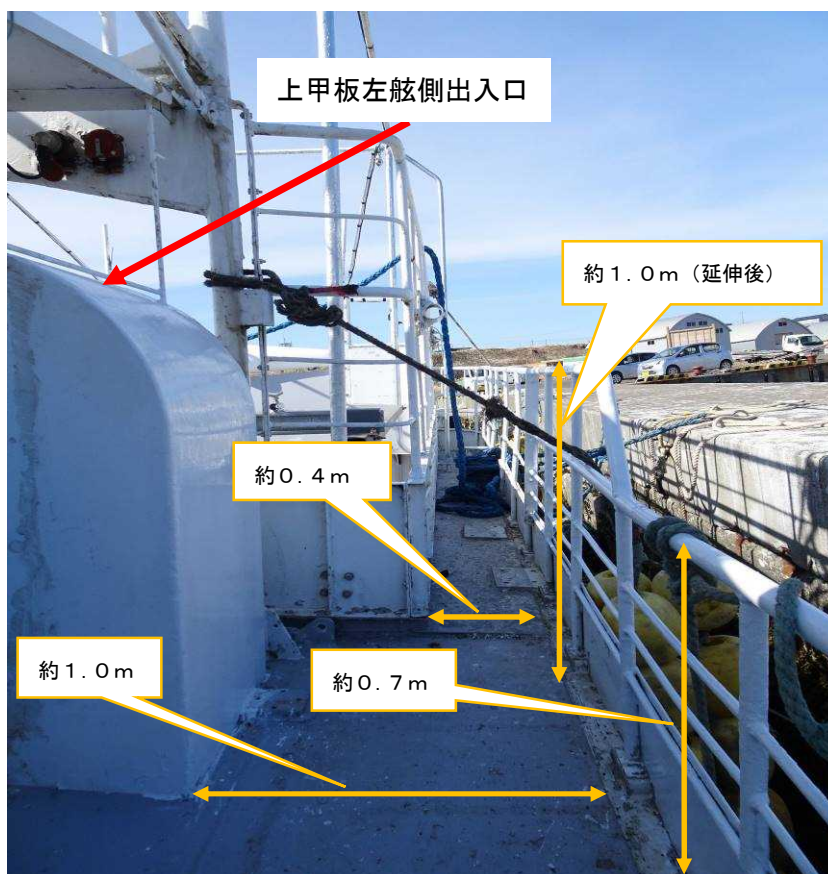


写真4 本件トイレ

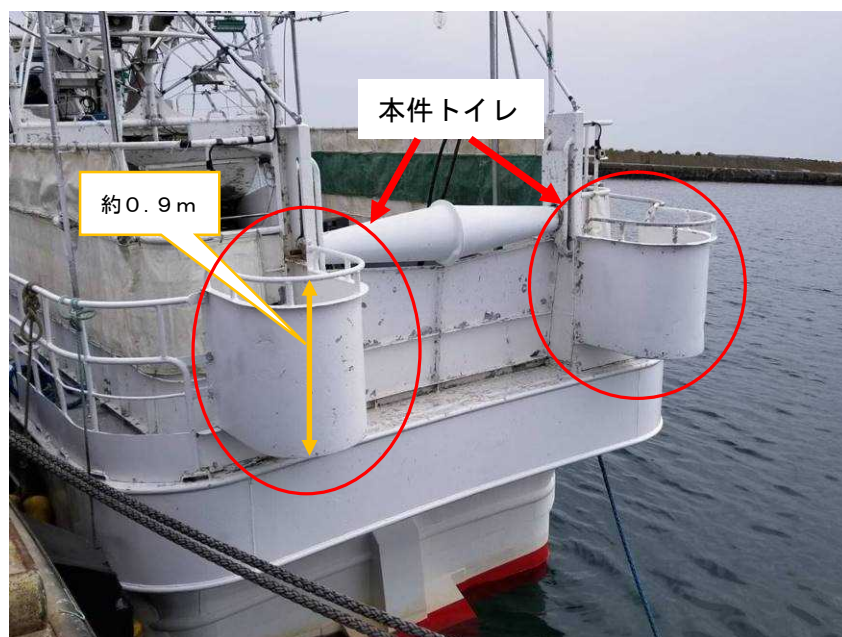


写真5 本件トイレの蓋

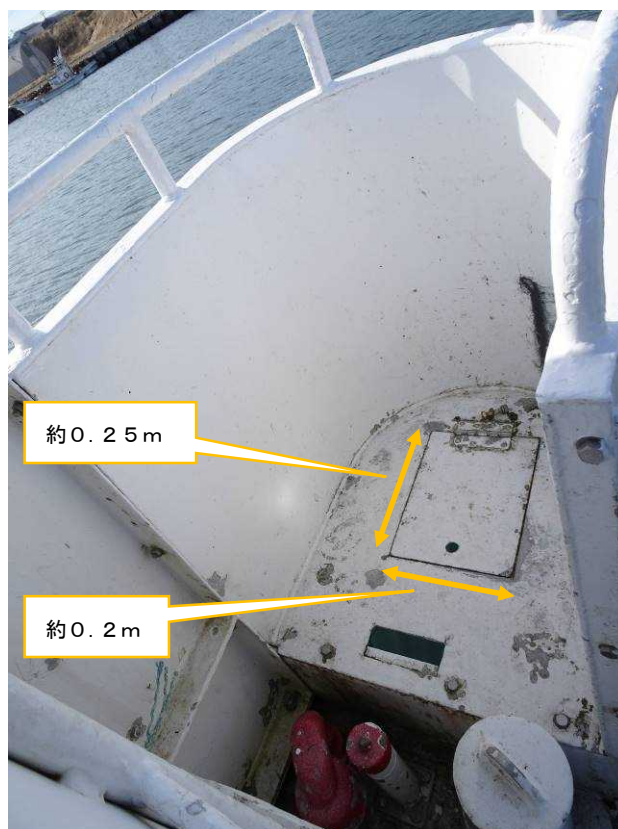


写真6 上甲板左舷側出入口



写真7 休憩室

